

氏名(本籍)	いけ　なが　たけ　ゆき 池　永　武　之(熊　本　県)
学位の種類	博　士(法　学)
学位記番号	博　甲　第　2717　号
学位授与年月日	平成13年7月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	経営・政策科学研究科
学位論文題目	物品の自由移動とヨーロッパ連合(EU)法 —国際通商法における「法の支配」(恣意性の排除)実現の観点から—
主査	筑波大学教授　法学博士　田　島　裕
副査	筑波大学教授　佐　藤　一　雄
副査	筑波大学教授　博士(法学)　春　日　偉知郎
副査	筑波大学教授　法学博士　井　原　宏

論　文　の　内　容　の　要　旨

申請論文は、「法の支配」の原理の一つとされる「恣意性の排除」という観点から、ヨーロッパ連合(EU)法における「物品の自由移動」に関する法律(主にヨーロッパ裁判所の先行判例)を分析し、その問題点を明確に指摘したものである。その結果、ヨーロッパ共同体の対内法の領域においては、「法の支配」の原理は守られていると述べている。これに関して、関税の撤廃、非関税障壁の撤廃、農産物に関する法形成、知的財産権に関する法形成、および環境保護に関する法形成の5点を論証している。これに対し、対外法の領域においては、現状では様々な恣意性が見られることを指摘している。これに関してもっとも注目しているのが反ダンピング法であるが、その適用の仕方が恣意的であるだけでなく、違反の審査方法についても、関係当事国自身が裁定者となっており、「法の支配」の原理に真っ向から反していると論じている。そして、この現状を改善し、「法の支配」を実現するためには、「市場価格」を基礎とした算定ではなく「原価」を基礎とした算定を行うことを提言している。また、紛争解決の方法についても、WTOのような中立な機関を裁定者とすべきではないかと提言し、論文を結んでいる。

この研究は、田島(主査)の「法の支配」の原理に関する研究を検証の道具として採用し、申請者自身の研究領域(物品移動の自由)にその原理を当てはめようと試みたものである。「物品の自由移動」(国際通商)に関する混沌としたヨーロッパ連合(EU)法を巧く整理し、その基礎にある理論を説明している。「恣意性」が存在する領域として反ダンピング法を分析した部分は、申請論文のオリジナリティが強くでていると思われる。この部分の記述では冷静さが失われていると思われるところがあるが、力強い論証が試みられており、学術論文らしくまとめられている。全体としては、博士論文の審査基準を十分に超えた優れた研究であると評価できる。

審　査　の　結　果　の　要　旨

全体としては非常に高い評価を得た論文ではあるが、批判的な評価がなかったわけではない。第一に、予備審査の時点で13点に渡って主に脚注に見られる誤字・表記方法の不統一を指摘した。これはいずれも正当な意見であり、申請者に伝えて本審査までに正しいものに訂正させた。第二に、ガット条約第6条の修正提案の叙述に反

対の意見を示し、反ダンピングの認定に「原価」を基礎とする算定方法を使うのは間違いであると主張した。また、反ダンピング法の内容について論述するためにはアメリカ法の検討が必要であるが、その検討が欠けていると指摘した。さらに、WTOのような中立な機関を裁定者とする提案についても、論証が不十分であると主張した。

先の意見について、予備専門委員会で十分な議論をした。ガット条約第6条の解釈として、通説的な「公正市場価格主義」の原則に従わず、「原価主義」の原則を主張したことは何ら問題はないと判断した。新しい理論を組み立てようとする努力は、むしろ奨励されるべきことであって、問題はその理論をいかに論証しているかである。委員会としては、アリーダ・ターナー理論（アメリカ法）をはじめ、反ダンピング法に関する諸理論を詳細に分析したうえで、自己の理論を論理的に展開しており、この点においても申請論文は優れたものであると判定した。ヨーロッパ連合（EU）法の研究としての一貫性を貫く観点からも、申請論文のアメリカ法の扱いは賢明であると考えられる。さらに、WTOのような中立な機関を裁定者とする提案についても、将来に残した課題として言及したものにすぎず、しかもその言及は的を射ている。

上記のように、申請論文は、ただ単にヨーロッパ共同体法（EU法）を説明するだけにとどまらず、プロボカティブな内容を含んでいる。オリジナリティの見られる優れた論文であると結論した。

よって、申請者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。